

予防接種法の改正について

現在、厚生労働省においては、今回の新型インフルエンザ（豚由来）に類似した感染症の発生を想定し、新たな臨時接種の枠組みの創設等を内容とする予防接種法の改正法案を今通常国会に提出する予定と聞いている。

新たな枠組みにおいては、地方公共団体を接種主体とし、費用負担については被接種者からの実費徴収を可能としつつ、低所得者については公費負担により無償とすることを検討しているとも聞いている。

今回の法改正は、現在実施している新型インフルエンザのワクチン接種の枠組みを基本として、これを法律上に位置づけることが主な趣旨であるとのことであるが、そもそも現在実施しているワクチン接種そのものについて、そのスタート時から、地方は、低所得者対策も含め全額国の負担で実施すべきであると強く主張してきたところである。

そのような経緯も踏まえ、今回の予防接種法改正の動きに対し、あらためて下記のとおり申し入れる。

記

1 今回の新型インフルエンザのように未知の感染症が発生した場合には、感染力や毒性の強弱、有効なワクチンの確保、接種対象者や接種時期の設定等を地方自治体が判断し対応することは困難であり、国の責任において緊急かつ全国統一的にワクチン接種を実施する必要がある。

臨時、緊急にワクチン接種が必要となる感染症への対応は、まさに国家的危機管理の問題であり、現行の臨時接種を含め、国の具体的な役割と責任を明確にするとともに、国の負担を基本とすべきである。

仮に地方負担が伴うような場合においても、国の責任において、確実な財源手当を行うべきである。

2 政府においては、この夏までに強毒性インフルエンザに係る総合的な対策を再構築する方針と聞いており、その重要な柱となるワクチン接種のあり方については、今後、地方と十分協議し、その意見を踏まえ、予防接種法の再改正など所要の措置を講じるべきである。

平成22年3月1日

全 国 知 事 会